

喫煙禁止地区の実施状況について

1 取組の概要

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき、特に人通りの多い駅周辺等の 6 地区を喫煙禁止地区に指定し、地区内の違反者に対して罰則（過料 2,000 円）を適用する取組を行っています。

喫煙禁止地区内では、年末年始を除き、土・日・祝日を含めた毎日、職員による巡回・指導を実施しています。

2 取組開始の経緯

本市では、街の美化や快適な生活環境を損なうごみのポイ捨てに対処するため、平成 8 年から、条例を定め取組を行ってきました。しかしながら、依然として街にはたばこの吸い殻等のポイ捨てが多く見られ、また、歩行喫煙によるたばこの火には火傷や服の焼け焦げ等の危険があることから、取組の強化を求める要望を多く頂戴していました。

そこで、喫煙禁止地区を設けて違反者には罰則を科すこととし、平成 19 年第 2 回定例会において条例を一部改正させていただき、平成 20 年 1 月 21 日、「横浜駅周辺地区」「みなとみらい 2 1 地区」「関内地区」の 3 地区で取組を開始しました。

3 地区指定について

都心部等の特に必要性の高い地区において集中的に取組を行い、喫煙禁止の実効性の確保と、制度の定着を図っています。

地区名	開始時期	面積
横浜駅周辺地区	平成 20 年 1 月 21 日(平成 21 年 3 月 10 日一部拡大)	約 6.2ha
みなとみらい 2 1 地区	平成 20 年 1 月 21 日	約 4.7ha
関内地区	平成 20 年 1 月 21 日	約 4.1ha
鶴見駅周辺地区	平成 21 年 3 月 10 日	約 3.8ha
東神奈川・仲木戸駅周辺地区	平成 21 年 3 月 10 日	約 2.4ha
新横浜駅周辺地区	平成 22 年 3 月 1 日	約 3.8ha

4 過料処分実績

平成 21 年度は 6 地区の合計で 5,755 件、1 日平均で約 16.0 件の過料処分を適用しました。

	現金	納付書	合計	平均件数／日
横浜駅周辺地区	1,760 件	1,048 件	2,808 件	約 7.8 件
みなとみらい 2.1 地区	883 件	366 件	1,249 件	約 3.5 件
関内地区	265 件	128 件	393 件	約 1.1 件
鶴見駅周辺地区	566 件	333 件	899 件	約 2.5 件
東神奈川・仲木戸駅周辺地区	231 件	131 件	362 件	約 1.0 件
新横浜駅周辺地区(平成 22 年 3 月のみ)	32 件	12 件	44 件	約 1.4 件
全地区合計	3,737 件	2,018 件	5,755 件	約 16.0 件

【参考】「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」との関係について

本市の喫煙禁止地区の取組は、吸い殻等のポイ捨てや、たばこの火による火傷等の危険を防止することを目的に、屋外の公共の場所を対象に実施しています。

これに対し、県の受動喫煙防止条例は、受動喫煙による健康への悪影響を防止するため、各種店舗を含む公共的施設の屋内で、不特定または多数の方が出入りすることができる空間が対象となっています。